

2023年 1月 11日 第103号

JR 東労組 學 Yokohama

JR 東労組横浜地本

発行人 助 川 一 実 編 集 情 宣 担 当



http://www.jreu-yokohama1.jp/

卑16号「2023年3月ダイヤ改正」に関する申し入れ を行う!

JR 東労組横浜地本は 12 月 23 日に、横浜支社から 2023 年 3 月ダイヤ改正の提案を受けました。今ダイヤ改正の特徴として、特急「湘南」と南武支線の増発によるお客さまの利便性向上、東海道線の夜間における通勤時間帯の輸送体系の見直しなどが謳われています。

昨年のダイヤ改正では、相模線における中編成ワンマン運転の開始や、「乗務員の業務等の見直し」による準備時間等の見直しと運転士によるドア扱いおよび案内設定の実施、東海道線特急における中間車掌室でのドア扱いなどが行われるようになりました。7月以降には「運輸現業機関乗務員運用の見直し」により、乗務行路内の一部を「その他時間」として指示業務を担うことが3区所で開始されました。地本-支社間においても申4号から申14号により検証交渉を行い、労使の認識一致を図ってきたところです。

ダイヤ改正は労働条件の変化点として特に重要であるため、組合員の不安が解消され、 安全・健康・ゆとりのある職場を実現できるよう、以下 15 項目の交渉を行っていきます。

- 1. 接続または乗り換えの利便を図る列車ダイヤ設定について、検証申し入れを行った戸塚駅・東神奈川駅・ 逗子駅の改善を図ること。また平塚駅において、列車遅延による分割併合車両の交差支障を極力解消 できるダイヤ設定とすること。
- 2. オフピーク定期券の導入に関して、他路線の遅延により入場時間がピーク時間帯になった場合の取り扱いを示すこと。また輸送障害や改札機器の故障により、入鋏処理ができなかった場合の取扱いを示すこと。
- 3. ワンマン列車のダイヤ設定にあたっては、運転士の作業を踏まえ各駅の停車時分を30秒以上確保すること。 また停車時分の確保は、駅間運転時分の縮減で調整しないこと。
- 4. 乗務員の睡眠を目的とした乗務の中断時間、食事を目的とした乗務の中断時間について、改正前後でどの程度変化したのか区所別に示すこと。
- 5. 運転士による案内設定・ドア扱いについては、3分以上の停車時間を確保すること。
- 6. 車掌の出場時刻について、折り返し・出区列車の場合は、発車3分前とすること。
- 7. 乗務行路内のその他時間で行う「指示業務」について、必要な技術・技能の習得は事前に行うとともに、 社員の個々の能力に合わせた対応を行うこと。
- 8. 乗務員区と(営業)統括センターを兼務発令する場合は、その目的・業務内容・執務場所について、対象社員 全員に明確な説明を行うこと。
- 9. 乗務行路について、長期工事等で泊地変更が発生する場合、所定行路と変行路のどちらで作成するのか考え方を示すこと。
- 10. 横浜線においてダイヤ改正以降、本線留置が発生するが、留置手配およびお客さま案内で課題が無いよう対策すること。
- 11. 今ダイヤ改正以降の乗務行路の調製について、「組織の再編」施策を踏まえて現業機関がどの程度まで担うのか具体的にすること。
- 12.2023年度以降の乗務員養成(運転士・車掌)のスケジュールと規模感について示すこと。
- 13. 女性乗務員の宿泊設備について整備計画と進捗を明らかにすること。
- 14. ダイヤ改正に関わる運転設備や出改札機器、車両機能の整備は、ダイヤ改正前までに完了すること。
- 15. ダイヤ改正に関わる教育・訓練は、ダイヤ改正前までに全社員に周知・徹底すること。

ダイヤ改正に向けた議論を職場で深め、より良り労働環境をつくりだそう!